

○曾於市パブリックコメント制度実施要綱

平成18年1月10日

告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、市民の意見及び要望を積極的に市政に反映させるとともに、透明で開かれた市政を目指し、市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民から意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本市としての意思決定を行う手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業をいう。

3 この告示において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事業に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更
- (2) 市民の権利を制限し、又は義務を要す等市民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等の制定、改廃（金銭徴収に関する条項を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、適用除外とする。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの。ただし、迅速又は緊急を要することを理由にパブリックコメント手続を実施しなかったものについては、迅速又は緊急を要した理由について明らかにするとともに、制度の運用等、事後においても有用と認められるものについて市民の意見等を聴くよう努めること。

(2) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの。ただし、当該法令等に基づく手続を行うときに、できる限りこの告示の趣旨に沿ったものとなるよう努めること。

(3) 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質上パブリックコメント手続に適さないもの

3 実施機関は、第1項の規定により、パブリックコメント手続を行うことが必要と認める場合には、庁議付議要求書（様式第1号）により庁議に付議しなければならない。

4 前項の規定により、パブリックコメント手続を実施する場合は、公表の方法、実施の周知方法及び意見等について、パブリックコメント実施予定（結果）報告書（様式第2号）により報告するものとする。

5 パブリックコメント手続を実施した結果についてはパブリックコメント実施予定（結果）報告書（様式第2号）により、パブリックコメント手続を実施しなかった場合はパブリックコメント不実施報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（公表時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、前条第1項各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的及び背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表方法）

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 担当課、行政資料コーナーにおける閲覧

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

- 3 前条の規定による公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法及び提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民が計画等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

- 2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子メール

(2) ファクシミリ

(3) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）

(4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

- 3 実施機関は、市民から意見等の提出を受けるときは、当該意見等を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

- 4 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人の氏名、名称等の個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の素案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意志決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 3 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。

- 4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の把握)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の素案の入手方法並びに問合せ先を明記するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示は適用しない。

附 則（平成19年12月27日告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第13号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日告示第8号）

この告示は、公布の日から施行する。